

(様式5)



奨学金貸借契約書

社会福祉法人にしあいつ福社会を甲、借主.....を乙として、社会福祉法人にしあいつ福社会奨学金貸与規程(以下「規程」という。)に従い、次のとおり奨学金貸借契約を締結する。

第1条 甲は、乙の奨学金として、以下の金額を毎年度入学金及び授業料納付時に貸与する。

貸与期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日

第2条 規程の主旨に鑑み、甲は乙の奨学資金として遅滞なく奨学生より授業料納付請求があった日から5日以内に奨学金を貸与し、乙は勉学に励むことが、双方当事者としての責務である。

第3条 乙が規程第11条、第12条第13条に該当する場合は、貸与した奨学金をすみやかに一括返済しなければならない。

第4条 本契約書に記載泣き事項は規程による。本契約または規程に関わる疑義が生じた場合は、甲の理事長の決裁を受け、甲・乙が双方が誠意をもって協議する。

第5条 連帯保証人は、この本件責務につき乙と連帯して履行の責に任ずる。

この契約の成立を証するために本証書4通を作成し、各自署名捺印して、うち1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 住所 福島県耶麻郡西会津町登世島字田畑乙2042番地の71
貸主 社会福祉法人にしあいつ福社会

理事長 〇 瀬 涉 ⑩

乙 住所

借主⑩

(連帯保証人) 住所

氏名 印

(連帯保証人) 住所

氏名 印